

条 例 見 直 し 調 書

作成年度		平成 21 年度	
条 例 名	闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 40 号	法 規 集	第 15 編第 5 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	警察本部生活安全部生活経済課		
条 例 の 概 要	粗暴又は残虐な風潮を助長するおそれのある闘犬、闘鶏、闘牛等を防止するため必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	公共の危害を防止し、風俗をじゅん化し、動物の愛護を図るため、犬、鶏、牛その他の動物を互いに闘わせること、それを見せる目的で公衆を集めること、それらの行為を教唆し又はほう助することを禁止するものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	この条例により、闘犬、闘鶏、闘牛等が県内で行われることが抑止されており、県民の動物の愛護の気風の高揚を推進するため、有効に機能している。	（過去 5 年間） 認知件数 なし 検挙件数 なし
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例の規程により、現に、闘犬、闘鶏、闘牛等が抑止されており、効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	この条例は、「人と動物の調和のとれた共生の実現」に向けて策定された「神奈川県動物愛護管理推進計画」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、闘犬、闘鶏、闘牛等を防止するために、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無